

**現行基準の見直し：【論点 2】金融商品の測定**  
**- 【論点 2-1】測定区分の見直し：償却原価の要件 -**

【論点 A】償却原価及び公正価値の混合測定属性とし、償却原価を適用する金融資産を、事業モデル、契約 CF の特性の 2 要件により区分してはどうか。

### IFRS 第 9 号の取扱い

1. IFRS 第 9 号では、以下の 2 要件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定しなければならないとされる。すなわち、

<b>事業モデルの要件</b>	契約 CF を回収するために資産を保有するという目的を有する事業モデルに基づいて資産が保有されている。
<b>契約 CF の特性の要件</b>	金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである CF が特定の日に生じる。利息は、特定期間における元本残高に関する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価である。

2. この場合の償却原価とは、当初認識額から実効金利法による償却累計額を加減したものと定義されている（IAS 第 39 号第 9 項）。ただし、IASB 公開草案「金融商品：償却原価及び減損」（平成 21 年 11 月公表）において、各測定日における現在 CF 情報と、金融商品の当初認識時の条件を反映した当該 CF の評価を組み合わせた測定であるとして、予想損失アプローチを盛り込む改訂が提案されている<sup>1</sup>。
3. 第 1 項の事業モデルの要件、契約 CF の特性の要件を満足しない金融資産は、原則として、純損益を通じた公正価値で測定される。

### 検討の経緯

4. IASB では、平成 21 年 7 月に公表した公開草案「金融商品：分類及び測定」において、金融資産を、主に償却原価と公正価値の 2 つの測定区分に分類する混合属性アプローチを提案した。償却原価については、特定の要件（「基本的な貸付金の特徴」及び「契約金利に基づく管理」）が満たされた場合に、償却原価で測定することを求めている。
5. この提案に対して、ほとんどのコメント者は、混合測定属性アプローチを支持し、金融資産の測定方法の決定に関する 2 つの要件が必要という点に同意した。コメントでの指摘の多くは、2 つの要件を考慮する順序と、その適用方法であった。その後、要

<sup>1</sup> 当該公開草案に対しては金融商品専門委員会にてコメントを検討中である。

件の考慮の順序の変更や適用指針の拡充を経て最終基準に至っているが、公開草案での基本的な考え方はそのまま引き継がれている。

契約金利に基づく管理  
基本的な貸付金の特徴

事業モデルの要件  
契約 CF の特性の要件

6. IASB は、IFRS 第 9 号が以下の点から、財務諸表利用者の理解向上と IAS 第 39 号の複雑性低減に寄与するとしている。
- 測定区分数を減少させ、償却原価と公正価値のいずれで測定するかについて明確な論拠を定めている。
  - 数々の測定区分に付随する異なる減損方法を単一としている。
  - 企業の将来 CF の金額、時期及び不確実性を評価する際に目的適合的で有用な情報を提供できるように、金融資産の測定属性を、企業がその金融資産を管理する方法（「事業モデル」）及び契約 CF の特性と一致させている。
7. 公開草案では、償却原価測定の要件に該当する金融資産のうち、IAS 第 39 号の貸付金及び債権に該当しないものについて、公正価値を表示する代替案及びそのバリエーションも示されたが、特段の支持はなく追加検討されなかった。また、これ以外にも複数の測定区分アプローチも検討されたが、いずれも棄却された。

### IASB 公開草案に対する当委員会のコメント

8. 当委員会からは、公開草案に対して、以下の趣旨のコメントを提出した。すなわち、2 要件による償却原価の区分を概ね支持し、適用の明確化が必要な点を指摘した。

- 金融商品が、契約条件に基づき予測可能なリターンをもたらし、売却や譲渡ではなく保有により、契約 CF に基づいた管理が行われている場合、償却原価に基づく会計情報が有用な情報を提供すると考える。このため、基本的に、本公開草案が提案する 2 要件により償却原価の対象とされるものを区分するとの考え方は概ね妥当と考える。
- ただし、償却原価で測定される範囲を明確にする十分な実務上のガイダンスを示す必要があると考える。

## 検討すべきポイント

### 基本的な方向性

9. IFRS 第9号をベースとして、主な測定区分を償却原価及び公正価値の2つとする混合測定属性とし、償却原価を適用する金融資産を、事業モデル、契約CFの特性の2要件により区分することを提案してはどうか。

（理由）

- ・ 我が国の金融商品会計基準は、金融資産の評価について、公正価値評価を基本としつつ、その保有目的及び属性を考慮することとされており、IFRS 第9号との間でベースとなる考え方に大きな隔たりはない。
- ・ 償却原価の要件は、予測可能なリターンを示すとの償却原価測定の特性を反映したものであり、一定の合理性が認められる。
- ・ 第6項の改善は、金融危機アドバイザリー・グループ（FCAG）<sup>2</sup>の問題意識に応えたものであり、我が国としても尊重すべき点があると考えられる。

FCAGはその提言の1つとして、IASB及びFASBに対して、金融商品会計基準を簡素化・改善するためのプロジェクトについて緊急性を踏まえつつ、十分な協議をするよう、最優先課題として進めるべきとしている。

10. このような測定区分とした場合、以下の点が課題となると考えられる。

- ・ 償却原価の要件のガイダンスは十分か。
- ・ 公正価値測定に関するガイダンスは十分か。

（ディスカッション・ポイント）

- ・ 償却原価及び公正価値の混合測定属性とし、償却原価を適用する金融資産を、事業モデル、契約CFの特性の2要件により区分することでよいか。
- ・ その場合、IFRS 第9号を踏まえて、上記の課題に追加あるいは削除すべきものはあるか。

【専門委員会（4月1日）での議論】

- ・ 非上場株式の測定に関して、公正価値測定の対象とするか否かは公正価値測定のガイ

<sup>2</sup> 昨今の金融危機下、金融商品会計等の見直し要請がIASB及びFASBに寄せられる状況を踏まえ、両ボードに対して短期的・長期的な取組みを助言することを目的に、金融市場について国際的な経験を有するハイレベルのメンバーから構成される助言組織が設置された。FCAGは、平成21年7月に報告書を提出している。その中で、財務報告がその役割を果たす上で必要な4つの重要な点を「原則」として示した上で、各原則について現状分析とともに、今後、必要な措置に関する提言が記載されている。FCAGは平成22年1月に会合を持ち、提言に対するそれまでのIASBの対応について確認している。

ダンスを設けるか否かの前の議論に位置付けられるべき、IFRS 第 9 号ベースであっても公正価値と取得原価のいずれかの選択とすることを検討すべき、との意見があった。

【親委員会（４月 9 日）での議論】

- 非上場株式の測定については昨年 7 月公表の IASB 公開草案に対しても意見発信してきており、これについては十分議論すべき。

10 項に追加すべき課題との認識。IFRS 第 9 号ベース（公正価値測定として取得原価が公正価値とみなせるガイダンスを示す）とする、公正価値の例外として取得原価評価を設ける、の案を示して意見を収集する。

**償却原価に区分する要件のガイダンスは十分か。**

11. 事業モデルの要件、契約 CF の特性の要件を適用するため、どの程度のガイダンスが必要か、が 1 つの課題となると考えられるが、IFRS 第 9 号を出発点とすることではどうか。また、追加ガイダンスが必要か否か、必要な場合、どのようなガイダンスが必要かの意見を聞いていくことではどうか。

（理由）

- IFRS 第 9 号では Appendix 1 にあるような一定のガイダンスが設けられている。これは、公開草案に対するコメントを踏まえて明確化、拡充されたものである。
- IASB 公開草案に対して、当委員会も含め我が国の一部関係者から要件の明確化の要望はあったが、全般的に見ると、要望は必ずしも高くなかった。

（参考）我が国の一部の関係者から IASB に対して次のようなコメントが寄せられている。

- ポートフォリオを複数の目的で管理している経営の実務が基準案に明確に反映されていないことを懸念する。
- 契約 CF の特性の要件に関して、利息の決定が通常と異なる一定の商品の取扱い、貸付金に付随する手数料その他のコストの取扱いを明確にして欲しい。
- 事業モデルの要件に関して、その決定が事業ユニットより細かいレベルでも可能であることを示すことが有益。
- 割引により購入されたローンの取扱いが厳格すぎるが、契約 CF から生じる将来収益を見込んで管理される場合もある。

（ディスカッション・ポイント）

- 事業モデルの要件、契約 CF の特性の要件に関して、IFRS 第 9 号の適用指針を出発点とすることについてどのように考えるか。適用指針の追加、修正が必要なものはある

か。

【親委員会（４月９日）での議論】

- 償却原価の２要件は、実務上幅広くあてはまるように読めるため、適用指針拡充に向けて問題を棚卸する必要がある。

**公正価値の測定に関するガイダンスは十分か。**

12. 事業モデルの要件、契約 CF の特性の要件を適用した結果、これを満たさないものは原則として純損益を通じた公正価値で評価される。このため、現在、金融商品会計基準の下で、公正価値で評価される範囲は現在よりも広くなると想定され、それらに対する公正価値のガイダンスがどの程度必要かが１つの課題になると考えられる。
13. 現行の金融商品会計基準の下では、公正価値で評価されていない金融資産は様々あるが、我が国においては、特に公正価値を把握することが極めて困難と認められる株式について、現行基準からの変更の影響が大きく<sup>3</sup>、適用上のコスト負担が懸念される。これに関して、IASB は公開草案時点では資本性金融商品に対する投資に関する評価技法は十分に開発されており、複雑性も相対的に低いことを主張し、特段のガイダンスは設けていなかったが、公開草案に対するコメントを受けて、方針を若干修正し、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合等のガイダンスを含めた。このため、まずはこのガイダンスを出発点とすることができる。今後の検討状況の整理では、公正価値を把握することが極めて困難と認められる株式に関する IFRS 第 9 号のガイダンスが十分か否かについて、関係者の意見を聞いていくこととしてはどうかと考える。
14. なお、当委員会では、金融商品も含む公正価値測定全般のガイダンスの開発を IASB の同プロジェクトの議論と並行して行っており、ガイダンスが開発された折には、公正価値測定はそのガイダンスに従うこととなる。ただし、例えば、前項に掲げた公正価値を把握することが極めて困難と認められる株式に関しては、固有のガイダンスのニーズも考えられるため、その場合には、関係者の意見も踏まえ、以下を検討する必要があると考えられる。
  - 固有のガイダンスを設けるべきか否か。
  - その場合、追加で必要となるガイダンスの内容

現状では、以下の点が IFRS 第 9 号のガイダンスに含まれている（Appendix 2 参照）

- 取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合

<sup>3</sup> IFRS 第 9 号では、後述（【論点 B】参照）のように、公正価値で測定されたとしても、評価差額をその他の包括利益とする選択をすれば、評価差額は純損益に反映されない。

- 取得原価が公正価値の適切な見積りとならない可能性を示唆する事象
- 被投資企業の業績及び事業について、入手可能となったすべての情報を利用する必要性

- ガイダンスの位置付け（当委員会の正式公表物として作成するか否か）

（ディスカッション・ポイント）

- 公正価値を把握することが極めて困難と認められる株式について、IFRS 第9号のガイダンスを出発点としつつ、固有のガイダンスの必要性、内容等について関係者の意見を聞いていくことではどうか。

## Appendix 1 事業モデルの要件、契約 CF の要件のガイダンス

### 事業モデルの要件に関するガイダンス

- 事業モデルの要件に関して、IFRS 第 9 号適用指針では以下のガイダンスが設けられている。
  - 企業の事業モデルは、主たる経営幹部により決定された事業モデルの目的に基づいて評価される（B4.1 項）。
  - 個々の金融商品に関する経営者の意図によるものではなく、それよりもまとまったレベルで判断される（B4.2 項）。
  - 企業の事業モデルの目的が契約 CF を回収するために金融資産を保有するというものであっても、企業はすべての金融資産を満期まで保有する必要はなく、売却の可能性は否定されない（B4.3 項）。
  - 事業モデルの目的が契約 CF を回収するために金融資産を保有する場合の例が示されている（B4.4 項）。

### 契約 CF の特性の要件

- 契約 CF の特性の要件に関して、IFRS 第 9 号適用指針では以下のガイダンスが設けられている。
  - 契約 CF の特性の要件では、契約 CF が金融資産の表示されている通貨建ての元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを評価するとされている（B4.8 項）。
  - 契約 CF が利息の経済的特徴を持たない例として、レバレッジを含む金融資産が挙げられている（B4.9 項）。
  - 負債性金融商品（例えば、ローン又は債券）について、一定の期限前償還オプションや期間延長オプションを含む場合も、契約 CF の特性の要件を満足するとされている（B4.10 項、B4.11 項）。
  - 元本若しくは利息の支払時期又は支払金額を変化させる契約条件は、一定の場合の除き、契約 CF の特性の要件を満足しないとされる（B4.12 項）。
  - 契約 CF が元本及び元本残高に対する利息の支払のみである場合、そうでない場合の例が示されている（B4.13 項、B4.14 項）。
  - 他の商品に劣後することのみをもって、契約 CF の特性の要件を満足しないことにはならないとされている（B4.19 項）。

Appendix 2 相場価格のない資本性金融商品への投資の評価に関するガイダンス（IFRS9）

相場価格のない資本性金融商品への投資（及び相場価格のない資本性金融商品の引渡しにより決済されなければならない投資に関する契約）

- B5.5 資本性金融商品に対する投資及び資本性金融商品に関する契約は、すべて公正価値で測定しなければならない。しかし、限定的な状況ではあるが、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合がある。公正価値を算定するのに利用できる最近の情報が十分でない場合、又は、公正価値として測定できる範囲が広く、当該範囲の中で取得原価が公正価値の最適な見積りを表す場合、こうした状況に該当しうる。
- B5.6 以下のような場合、取得原価が公正価値を表しているとはいえないかもしれない。
- (a) 予算、計画、目標と比較して、被投資企業の業績が大きく相違する
  - (b) 被投資企業の工業製品に関する目標達成に関する予想に変化がある
  - (c) 被投資企業の株式市場、又はその製品若しくは潜在的な製品の市場に重要な変化がある
  - (d) 世界経済又は被投資企業が営業を行っている経済環境に著しい変化がある
  - (e) 類似企業の業績又は市場全体から導き出される評価に重要な変動がある
  - (f) 不正、事業上の紛争、訴訟、経営陣又は戦略の変更といった、被投資企業の内部的要因がある
  - (g) 被投資企業（新規株式発行など）又は第三者間での持分金融商品の移転のいずれかにより、被投資企業の株式に関する外部取引から証拠が得られる
- B5.7 B5.6 で挙げられた項目は、包括的なものではない。企業は被投資企業の業績及び事業について、当初認識日の後に入手可能となったすべての情報を利用しなければならない。関連する要因が何らか存在する場合、それによって、取得原価は公正価値を表わしていないことになるかもしれない。そのような場合、企業は公正価値を見積らなければならない。
- B5.8 相場価格のある資本性金融商品に対する投資（又は相場価格のある資本性金融商品に関する契約）においては、取得原価が公正価値の最適な見積りとはなりえない。